



平成18年5月30日

各 位

会社名 高島株式会社  
代表者名 取締役社長 高島 幸一  
(コード番号8007東証第一部)  
問合せ先 総務ユニットマネージャー  
伊庭 英二  
(TEL03-3567-0211)

## 定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月30日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第118回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 企業経営の環境変化に機動的に対応し、迅速かつ的確に意思決定を行うことを目的に、当社の企業規模に則した適切な取締役の員数を定めることとし、現行定款第16条に定める取締役の員数を18名以内から、12名以内に変更するものです(変更案第20条)。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものです。
  - ① 当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くことを定め、会計監査人に関する章を設けるものです。(変更案第4条、第6章〈第40条、第41条及び第42条〉)
  - ② 公告の方法として電子公告を選択することが認められたことにより、公告の方法の規定を変更するものです。なお、事故その他不測の事態に備え、日本経済新聞に掲載して行えるよう同時に定めております。(変更案第5条)
  - ③ 株券発行会社である旨を明記する規定を設けるものです。(変更案第7条)
  - ④ 単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、規定を設けるものです。(変更案第10条)
  - ⑤ 株主総会運営の合理化のため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供について、規定を設けるものです。(変更案第19条)
  - ⑥ 機動的な意思決定を行うため、取締役会の決議方法について、書面決議を可能とする規定を設けるものです。(変更案第26条第2項)
  - ⑦ 取締役及び監査役が期待される職務をより適切に行えるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外取締役および社外監査役ならびに会

計監査人の責任を予め限定する契約を締結できる旨を定めるものです（変更案第30条、第39条、第42条）。なお、変更案第30条については、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

⑧その他全般にわたり、「会社法」に合わせた表現の変更及び構成の整理等を行うものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の「現行定款・変更案対照表」のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

以 上

現行定款・変更案対照表

(下線部分は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条 (商号) 当社は高島株式会社と称し、英文では Takashima &amp; Co., Ltd. と称する</p> <p>第2条 (目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1.     (略) 10.</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都中央区に置く</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条 (商号) 当社は、高島株式会社と称し、英文では Takashima &amp; Co., Ltd. と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.     (略) 10.</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第5条 (会社の発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は1億4千万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第7条 (1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1億4千万株とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第8条 (名義書換代理人の設定)  <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、株券喪失登録の手続、届出の受理、単元未満株式の買取り等株式についての事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第9条 (株式取扱規定)  <u>当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第10条 (基準日)  <u>当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主 (実質株主を含む。以下同じ) をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>前項その他本定款に定めある場合のほか、必要がある場合はあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第11条 (総会の招集)  <u>当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第10条 (単元未満株式についての権利)  <u>当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第11条 (株主名簿管理人)  <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u>  2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u>  3. <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。</u></p> <p>第12条 (株式取扱規定)  <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第13条 (株主総会の招集)  <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>第14条 (定時株主総会の基準日)  <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
---	---

第12条（総会の議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。  
社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにかかわる。

第13条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。  
商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第14条（議決権の代理行使）

株主が代理人をもって議決権を行使するときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。  
この場合株主または代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。

第15条（議事録）

株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が、これに記名捺印して、10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

(新設)

**第4章 取締役および取締役会**

第16条（定員）

当会社の取締役は18名以内とし、株主総会で選任する。

第17条（選任）

(新設)

取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

**第4章 取締役および取締役会**

第20条（員数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

第21条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第18条（任期）

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に終了する。  
補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第19条（報酬）

取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第20条（招集者と議長）

取締役会は会長これを招集して、その議長となる。  
会長に事故があるときまたは会長が欠員のときは社長、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにかわる。

第21条（招集の通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に会日の3日前までにこれを発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
(新設)

第22条（決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。  
(新設)

第23条（代表取締役）

代表取締役は取締役会の決議により定める。

第24条（役付取締役）

取締役会の決議により取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を置くことができる。会長は取締役会を主催する。社長は取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括する。副社長、専務取締役、常務取締役は社長を補佐し、業務を分掌する。

第22条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（報酬等）

取締役の報酬、賞とその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。  
2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2. 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。  
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第28条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

## 第25条（議事録）

取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が、これに記名捺印して、10年間本店に備え置く。

（新設）

## 第5章 監査役および監査役会

### 第26条（定員）

当社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。

### 第27条（選任）

（新設）

監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第28条（任期）

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に終了する。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

### 第29条（常勤監査役）

監査役は互選によって常勤監査役1名以上を定める。

### 第30条（報酬）

監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

### 第31条（招集の通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（新設）

## 第29条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

## 第30条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第31条（員数）

当社の監査役は、4名以内とする。

### 第32条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第33条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第34条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第35条（報酬等）

監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### 第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

<p>第32条 (決議の方法)  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第33条 (議事録)  <u>監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が、これに記名捺印して、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>第6章 計算</b></p> <p>第34条 (営業年度)  <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>第35条 (利益配当)  <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第37条 (監査役会の決議方法)  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第38条 (監査役会の議事録)  <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第39条 (監査役の実任免除)  <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第40条 (選任方法)  <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>第41条 (任期)  <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第42条 (会計監査人の責任限定契約)  <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><b>第7章 計算</b></p> <p>第43条 (事業年度)  <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>第44条 (剰余金の配当の基準日)  <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
---	---



第36条（中間配当）

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条の5の規定による金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。

第37条（除斥期間）

利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

第45条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第46条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。